

平成29年6月22日
株式会社 東京金融取引所

代用有価証券の種類の見直しについて

平素は、市場の運営に関し、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社は、「金融市場インフラのための原則（以下「FMI 原則」）」や「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」等の清算機関に対する内規制に対応し、清算機関としての財務の安定性向上及びリスク管理の高度化を目的として、清算制度等を見直してまいりました。

今般、これらの規制内容も踏まえつつ、取引証拠金、清算預託金又は信認金として預託を受ける有価証券等（「代用有価証券」という。）に関し、これまで顧客、清算参加者からの預託実績がない、もしくは極めて少ないもの、あるいは今後も預託ニーズが低いと考えられるものについて見直しをいたします。

本件見直しの内容は、別紙のとおりです。

別紙

代用有価証券の種類の見直し

項目	内 容	備 考
I. 趣旨	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引清算機関は、FMI 原則等により、受け入れる担保を、市場流動性リスクやマーケットリスクが低く、ストレス下の市場環境であっても速やかに処分し換金できるものに限定することが求められている。また、担保を速やかに処分できる体制の維持も求められている。 現在、当社の運営する市場において、日本国債、株券の他に、アメリカ合衆国財務省証券、サムライ債、地方債、社債等、幅広い種類の有価証券等を、取引証拠金、信認金、清算預託金の受入対象としている。 しかしながら、受入対象としているもののうち、日本国債及び株券以外の有価証券等は、この 10 年来預託実績は全くなく、預託ニーズは低いと考えられる。 今般、預託見込みのない有価証券の受入れ・換金処分に係る体制維持コストや、清算業務の効率性を勘案し、受入対象とする担保の種類を見直すものである。 	<p>「FMI 原則」 3.5.2 受入可能な担保</p> <ul style="list-style-type: none"> FMIは、一般に、担保として（通常）受け入れる資産を、信用リスク・市場流動性リスク・マーケットリスクの低いものに限定すべきである。 FMIは、（略）特にストレス下の市場環境であっても速やかに担保を処分できる体制を整えておく必要がある。 <p>「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」 III-3-6 担保等の管理・運用等</p> <ul style="list-style-type: none"> (略) 参加者等から差し入れられた担保が、(略) 危機時に清算機関が当該担保を速やかに利用可能であることが重要である。
II. 内容 (1) 取引証拠金	<p>➤ 「証拠金及び未決済取引の引継ぎ等に関する規則」別表第 1 に</p>	<ul style="list-style-type: none"> 以下の有価証券について、預託することがで

項目	内 容	備 考
	<p>掲げる取引参加者が当社に預託することができる有価証券の種類を以下のとおりとする。</p> <p>イ. 日本国が発行する国債証券 ロ. 株券</p> <p>➤ 「証拠金及び未決済取引の引継ぎ等に関する規則」別表第2に掲げる顧客が差入れ又は預託することができる有価証券の種類を以下のとおりとする。</p> <p>イ. 日本国が発行する国債証券 ロ. 株券</p>	<p>きる有価証券から除外する。</p> <p>イ. 日本の地方公共団体が発行する地方債証券 ロ. 日本の特別の法律により日本法人が発行する債券 ハ. 社債券</p> <p>ニ. 金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券</p> <p>ホ. 外国法人の発行する円貨債券 ヘ. アメリカ合衆国財務省証券</p> <p>・ 預託することができる有価証券から除外するものは、近年、いずれも預託実績がない。</p> <p>・ 以下の有価証券について、差入れ又は預託することができる有価証券から除外する。</p> <p>イ. 日本の地方公共団体が発行する地方債証券 ロ. 日本の特別の法律により日本法人が発行する債券 ハ. 社債券</p> <p>ニ. 金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券</p>

項目	内 容	備 考
		<ul style="list-style-type: none"> ホ. 外国法人の発行する円貨債券 ヘ. アメリカ合衆国財務省証券 ト. 証券投資信託の受益証券 チ. 貸付信託の受益証券 リ. 定期預金契約、譲渡性預金契約及び通知預金契約に基づく債権 ・ 預託することができる有価証券から除外するものは、近年、いずれも預託実績がない。 ・ 取引所為替証拠金取引及び取引所株価指數証拠金取引については、取引証拠金として有価証券を預託することはできない。
(2) 信認金	<p>➤ 「信認金の代用有価証券に関する規則」別表に掲げる 取引参加者が当社に預託することができる有価証券の種類を以下のとおりとする。</p> <p>イ. 日本国が発行する国債証券 ロ. 株券</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の有価証券について、預託することができる有価証券から除外する。 イ. 日本の地方公共団体が発行する地方債証券 ロ. 日本の特別の法律により日本法人が発行する債券 ハ. 社債券 ニ. アメリカ合衆国財務省証券

項目	内 容	備 考
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 預託することができる有価証券から除外するものは、近年、いずれも預託実績がない。
(3) 清算預託金	<p>➤ 「清算預託金の代用有価証券に関する規則」別表に掲げる清算参加者が当社に預託することができる有価証券の種類を以下のとおりとする。</p> <p>イ. 日本国が発行する国債証券 ロ. 株券</p>	<p>以下の有価証券について、受入対象から除外する。</p> <p>イ. 日本の地方公共団体が発行する地方債証券 ロ. 日本の特別の法律により日本法人が発行する債券 ハ. 社債券</p> <p>ニ. アメリカ合衆国財務省証券</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 預託することができる有価証券から除外するものは、近年、いずれも預託実績がない。
III. 実施日	・ 平成 29 年 7 月 3 日（月）	